

## 阿蘇くまもと空港国際線振興協議会会則

### (名称)

第1条 この会は、阿蘇くまもと空港国際線振興協議会(以下「協議会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、阿蘇くまもと空港に現に就航している国際線の振興を促進するとともに、新規国際線の導入対策を図ることを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、協議、調査、陳情等の必要な事業を行う。

### (組織)

第4条 協議会は、県、市町村、経済団体、その他この会の趣旨に賛同するもの(以下「会員」という。)をもって組織する。

### (会員の種類)

第5条 協議会の会員は、会員と賛助会員によって構成する。

2 会員は、熊本県内の団体で、県、市町村、経済団体、その他この会の趣旨に賛同するものをいい、会長および副会長の選出や協議会総会に係る議決権がある。

3 賛助会員は、熊本県外の団体で、市町村、経済団体、その他この会の趣旨に賛同するものをいい、会長および副会長の選出や協議会総会に係る議決権がない。

### (役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	3名
監事	2名

2 会長および副会長は、会員の互選によって定める。

3 監事は、会長の指名により定める。

### (役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。ただし、県との契約に係る事項については、副会長が協議会を代表してこれを行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長の指示あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

### (総会)

第8条 協議会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年1回会長が招集する。

- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき招集する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 事業計画に関する事
  - (2) 予算、決算に関する事項
  - (3) 役員を選任
  - (4) 会則の制定並びに改正
  - (5) その他の重要事項
- 5 総会の議長は、会長又は会長が予め指名する者がこれに当たる。
- 6 総会は、会員の2分の1以上の出席により成立する。その議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところとする。

(役員会)

第9条 本会に役員会を置く。

- 2 役員会は、会長、副会長、監事及び幹事で構成する。
- 3 幹事は、会長が指名する。
- 4 役員会に座長を置く。
- 5 座長は、会長又は会長が予め指名する者がこれに当たる。
- 6 役員会は、必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。
  - (1) 協議会の事業執行に関する事項
  - (2) 総会に提出する議案
  - (3) その他、会長が命じた事項

(会長の専決処分)

第10条 会長は、第8条第4項に定める総会で議決すべき事項のうち、事業計画及び予算に関する事項については、前条に定める役員会の承認を得て処分することができる。

- 2 前項の規定による処分については、会長は、これを次の総会に報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、熊本県企画振興部交通政策課内に置く。

(経費)

第12条 協議会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、昭和58年6月17日から施行する。

平成9年6月16日一部改正

平成11年6月29日一部改正

平成14年4月1日一部改正

平成16年4月21日一部改正

平成19年5月23日一部改正

平成21年7月27日一部改正

平成22年5月14日一部改正

平成23年7月21日一部改正

平成24年8月23日一部改正